



# 南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討 ワーキンググループ（第6回） 議事要旨

## 1. 日 時

平成29年7月3日（月）10:00～12:00

## 2. 出席者

平田主査、岩田委員、宇賀委員、河田委員、田中委員、福和委員、山岡委員、山崎委員、川勝委員、尾崎委員、  
行政委員（内閣官房（国土強靱化室）、文部科学省、国土地理院、気象庁）、  
羽深 内閣府審議官 他

## 3. 議 題

(1) 本ワーキンググループのとりまとめの方向性（案）について

## 4. 議事要旨

本ワーキンググループのとりまとめの方向性（案）についての事務局からの説明の後、各委員にご議論いただいた。

委員からの主な意見等は以下のとおり。

（主な意見）

### 現行の大震法による防災対応の取扱いについて

- 現行の大震法による防災対応を改めるべきと記載したことは評価できる。
- 大震法制定時のかなりの確度で予知できるという前提が変わっていることは見直しの考慮要素の一つになるが、一定のリスクがあるときに何も対応をしなくて良いというわけではない。

#### ケース4について

- ケース1・2を中心に議論し、ケース4については対応をあまり真剣に考えなくて良いというのは誤りである。警戒宣言を要らないというのではなく、静岡県で培った知見をもとに、観測・調査・評価を拡充して大震法を南海トラフ全体に広げる必要がある。
- 調査部会では、ケース1や2と違ってケース4はゆっくりとしたすべりが大地震につながったケースがほとんど観測されていないので、定量的に評価できないとしている。
- ケース1や2と違い、ケース4は終わりの判断が難しい。
- ケース4は、地震発生の可能性の高まりはケース1～3より高いのか低いのか議論はあるが、多くの方が地震発生を懸念する状況であることから、社会としてどのような対応をすべきなのかは議論する必要がある。
- 事務局の案ではケース4では行政機関が警戒態勢をとるだけとしているが、現実的には、地域の防災・減災のために行政機関が対応をとるのであれば、行政と民間とを区分することは難しい。

#### 異常現象観測時の防災対応の基本的な考え方について

- 危機管理の観点からは、平均値ではなく最悪の事態を想定して対応をとるべき。
- 脆弱性の軸はより細やかに見て、地震の発生の可能性の軸はもう少しラフに議論すべき。
- 防災対応としては、ゼロかイチか、避難するかしないかであるので、複雑な避難形態は実態になじまない。
- 脆弱性の軸を細分化する作業は地域や事業者と議論をする中で行うべき。
- 脆弱性の軸は、地域別の議論と領域別（石油・ガス関係、医療関係等）の議論が必要であり、事業者を明確に位置付けることが必要。
- 「平時の備え」とは、危機的事象に備えていたことがだんだんと日常化していくプロセス。例えば、夜間に高台に避難した人が、このまま移住してしまおうかと考えること。この「平時の備え」という表現は弱すぎる。
- 「平時の備え」というところは、国として被害を最小化するために、産業被害等を減らすように本格的に対応していく期間であることを明示すべき。
- 「平時の備え」というところは、火山砂防の緊急減災対応のようなイメージ。
- ケース1は、南海トラフの一部が破壊されたケースであるので、次に起きる地震は最大クラスではない。ケース1のときの社会の対応は最大クラスの想定をした対応と異なることから、ケース1の対応と2・4の対応は差を持たせて検討すべき。また、ケース1の対応の具体的議論を進めるために、ケース1の際の被害像を示す必要がある。

- 発生確率は全世界のものだけではなく、南海トラフ特有のものも記載した方が当事者意識が出てくる。
- 環境規制の分野や食品安全規制の分野では、高度な蓋然性はなくても一定のリスクがあれば予防原則という観点から一定の措置をとる流れがある。防災の分野でも予防原則的な考え方がこれからは重要になる。

#### 防災対応の実施のための仕組みについて

- 地域における危機感の感じ方が異なる可能性もあるため、最悪に備えることを基本にして、各主体の検討が進むように国がガイドラインを定めることも必要。ガイドラインの策定にあたっては、地方公共団体も協力。
- 少なくとも、防災対応の開始は国からの号砲が必要。一方、ステージの変更や終期については、それぞれの自治体で判断すべきか否か検討が必要。
- 南海トラフ地域は日本経済の大動脈。ケース1などの場合、観光客が減ったり円安になったりということが想定されるが、産業や地域が具体的にどのようなようになるのかなどの研究が必要。知見がないので協議会だけでは検討するのは難しい。
- 地域だけで解決できる問題ではないように思われる。広域に影響するものについては、全体の方針を固めておかないと地域の協議会での議論でまとまらない。
- 南海トラフ地震の被害の甚大性や火山との複合災害を考えると、警戒宣言のような仕組みは必要。

#### 地震の観測・評価体制のあり方について

- 観測網を強化するとともに、発生した現象を緊急的に評価する体制が大事。
- どの段階で、誰が、今発生している現象に関する評価を発表して、社会に対応を促すのか記載する必要がある。
- 観測体制を南海トラフ全体に広げた上で、大震法の適用範囲を拡大する方向で議論すべき。
- 観測・評価の情報の提供は、提供されたものをどのように利用するかと一緒に議論する必要がある。
- 津波計や大阪、名古屋での陸上の観測網の整備など、起こっている現象と被害を評価するための観測体制が必要。

#### 具体的な防災対応の検討の進め方について

- 地方自治体よりも広域な地域ブロック単位での議論や、産業界も入れた議論、モデル地

区を設定した議論も必要。

- 本ワーキンググループとりまとめ後の検討の進め方のロードマップを記載すべき。

#### その他

- 南海トラフ地震と内陸直下型地震、地震と火山等、複合災害に対する備えをすべきと報告書に記載した方が良い。

以上